

岐阜市立長良東小学校いじめ防止基本方針

平成26年	3月	策定
平成30年	5月	改定
平成31年	1月	改定
令和元年	7月	改定
令和2年	4月	改定
令和3年	4月	改定
令和4年	4月	改定
令和5年	4月	改定
令和6年	4月	改定
令和7年	4月	改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立長良東小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正を踏まえた基本方針です。

「誰一人悲しい思いをさせない。」という言葉強く胸にもち、些細なトラブルにも目をそむけず、それがいじめにつながる行為であれば、毅然と立ち向かい必ず解決するという姿勢で、日々児童たちと向き合っています。毎月3日「いじめを見逃さない日」には、朝の全校放送で、一人一人のよさや命の大切さなど、児童の心に訴える話をしてきました。道徳や学活の授業で自分の心に問いかけて自分の言動を見つめ直す時間や講師による命の重みを真剣に考える講話の中で、自分自身の存在価値を認識し、望ましい人間関係づくりを進めてきました。また、一年間を仲間と温かい気持ちで過ごせるように、学級で広げたい言葉や行動を話し合い、全校の「ぼかぼか宣言」や学級の「ぼかぼか宣言」をつくりました。日々の生活の中で自分の姿を見つめるときには、この「ぼかぼか宣言」に立ち戻り、自分は仲間を大切にしているのかを振り返ってきました。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周囲の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要と考えます。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もあります。教育的配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要と考えます。

(3) いじめの解消

いじめの解消の定義（岐阜市の方針より）

①いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たります。

①いじめは、絶対に許されない行為であること。

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要です。

②いじめは、いつ、どこでも、誰にでも、何度でも起こり得る問題であること。

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要があります。

③いじめは、見ようと思って見ないと見付けにくい問題であること。

- ・教師は見付けにくいいじめ問題があることを認識し、子どもたちが全て知っているという

認識のもと、広く情報を収集する必要があります。

④いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない問題であること。

- ・いじめは、一度の指導では終わりません。様々な立場から、様々な場面で、該当児童といった個への指導にとどまらず、学校、学級などの集団に対しても、繰り返し指導をする必要があります。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【児童への4つの約束】

- ① どの子ども全力で応援します。 →誰も一人ぼっちにさせません。
「頑張れた!」「できたよ!」そんな自分を好きになってほしい。
自分や仲間の「頑張ったよ!」「できたよ!」をいっぱい教えてほしい。
- ② いつでも、どんな相談でも聞きます。 →どんなことにも相談にのります。
誰にでも、どんな方法でもいいからSOSを出そう。(ここタン、メモ、相談など)
- ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、先生達が **みんな** で指導します。
→いじめはみんなで必ず受け止めます。
頑張り合う仲間だからこそ、おたがいを大切にしてほしい。
いじめはみんなで必ず止める。(しない、させない、見逃さない、許さない)
- ④ 先生達は、相談されたら、その日のうちに問題に立ち向かいます。
→必ず先生達みんなで問題解決に立ち上がります。
相談してくれたあなたといっしょに考えます。
“大事になる”ではなく、“大事にならないように”するために立ち向かいます。

学校は、教育活動全体を通じて、下記の考え方に基づき、いじめの防止に当たります。

- ・学校は、児童の心身の安全、安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守ります。
- ・事案の大小にかかわらず、全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応します。
- ・「いじめは絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底します。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成していきます。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けていきます。

（６）保護者の責務等

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護します。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努めます。具体的には、児童の表情の観察や様子の把握、学校での様子の把握（日常的な会話等）、気になることがある際には学校への連絡などがあげられます。場合によっては、懇談をする機会を設定し、児童について意見を交わしたり、様子を伝え合ったりするなど、学校と保護者が力を合わせて児童のいじめの防止に努める必要があります。

「大人が子どもを守る・育てる」という視点に立ち、学校ならびに保護者、地域と協力することが必要不可欠です。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり

a “人が育つ” 学校の具現の取組

校長の経営方針「子どもたちの心が、満たされ、通い合い、躍る学校」を受け、学校職員は児童への指導の在り方について研鑽・研修を積み上げると共に、「安心・安全」という視点に立ち、絶えず自身の指導を見つめつつ、人権感覚を磨き指導に当たりながら、子どもと共に歩みを進めていきます。

b 達成感、充実感を味わうことのできる授業づくり

全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かってよかった」「できるようになってうれしい」という達成感を味わえるよう、教科等の指導を充実することで、児童の主体性や自主性を育んでいきます。（より力を伸ばす授業、困っている子に寄り添う授業、共働学習の推進）

c 互いの存在を認め合い、存在感、所属感を味わえる居場所（集団）づくり

全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学年経営・学級経営・教科経営を充実していきます。（よさ見つけの実施、ハートコンタクト、行事に向けた取組、仲間と関わり合う活動の実施 等）

d いじめ問題を含む、「相手の気持ちを傷つける」ことへの指導

教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導していきます。また、そうした場面に出会ったときには、毅然とした態度で指導します。

f 地域の学校、開かれた学校の具現化

地域の学校としての役割を果たすべく、地域や家庭との連携を大切にしていきます。授業

参観や個人懇談、各行事などをはじめ、地域の方々にも教育活動を参観して頂く機会を設けること、スマート連絡帳のお知らせで「いじめを見逃さない日」の取組内容を紹介するなど、風通しのよい開かれた学校を目指します。

(2) 安心感を生み出す指導

a 児童の頑張りやよさを伸ばす指導

児童が自己肯定感をもち、自分らしさを表出できることが重要だと捉えています。児童の頑張りを見届け、その素晴らしさを価値付け、次への方向性を示すことは教師の大切な役割です。学校からの通信で児童のよさを紹介したり、職員が積極的に声をかけたりするなど、児童がよさを感じ、それをさらに伸ばしていこうとしていけるような指導を充実します。

b 問題行動に立ち向かう教師の姿

児童の困り感や悩み、迷いを共感的に受け止め、職員と児童の信頼関係を築くことを大切にします。教師の姿勢を示す児童への4つの約束やいじめ対応フローの校内掲示により、児童がいつも見守られていることを知らせます。問題行動に対しては正確な事実を把握した上で、複数名で対応をするなど毅然とした態度で指導に当たります。

c 自分たちの生活をよりよくしていくための特別活動の充実

特別活動は、学級活動（朝の会、帰りの会を含む）のみならず、はぐるま活動や経営部活動、学校行事、係活動など多岐に渡ります。それらの活動において、みんなで目標を決めたり、よさや課題点、改善点などを見い出したり、活動を振り返ったりできるようにしていきます。自分たちの生活の中にあるよさや課題点、改善点に目を向けることが、いじめなどの問題にも気付ける子につながると捉え、実践していきます。また、はぐるま活動においては、いじめ防止強化週間において、いじめ問題について考える機会を設定したり、6年生が下学年と関わる「はぐるま掃除」を取り入れ、他学年のよさを見つけて価値づける取組を行ったりしていきます。

d 児童の自主性を重んじた活動の充実

6年生が主体となるはぐるま活動において、全校の「ぼかぼか宣言」（はぐるま活動のスローガン）を発信し、望ましい人間関係づくりに児童が進んで取り組んでいけるようにしていきます。はぐるまの児童が主になって“ぼかぼかボックス”を設置し、自分も相手も温かく幸せな気持ちになれるような言動を取り上げて、お昼の放送で紹介したり、掲示コーナーを設けたりして、温かい心が広がるようにしています。

e 教育相談の充実

「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努めていきます。アンケートの実施後には、情報を複数の職員で確認して（ダブルチェック）、重大事案はその日のうちに対応します。また、アンケート後には教育相談週間を位置付けて、全ての児童との懇談を行い、日ごろから児童との会話を大切にし、相談しやすい関係づくりに努めます。ここタンから発信される児童の声にも、ていねいに対応していきます。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

a 社会性を広げる教育活動の在り方

様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや地域（新入児童・幼稚園児、青少年市民育成会議）との交流、ボランティア活動などの心に響く豊かな体験活動を充実していきます。

b 豊かな心を育てる道德教育の推進

教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等を育てる道德教育を充実していきます。とりわけ、生命の尊厳への理解については、交通安全指導や命を守る訓練など日常生活の中で適宜に取り扱い、児童が生命の尊さを感じ取ることができるようにします。また、道德科においては他者の考えを共感的に受け止めたり、よりよい生き方を見いだしたりできるような話し合い活動を充実します。

c 人権感覚を高める取組

誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人権尊重の気風があふれる学校づくりを進めていきます。具体的には、岐阜県の定める「ひびきあい活動」において、人権にかかわる諸問題等を取り扱ったり、互いのよさに目を向けることができる活動を行ったりすることで、児童の人権感覚を高めていきます。

d いじめ問題そのものに対する指導の充実

いじめとは何か、いじめを見かけたらどうするか、いじめを起こさないために必要なことは何かというように、児童がいじめ問題そのものについて考えることのできる指導を充実します。いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、「いじめを見逃さない日」「いじめについて考える日」の取組や学級活動等で取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導していきます。

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

教育活動全体を通じて、以下の4点を留意した指導を充実します。

a 児童が自己存在感を感じるような指導

自身の目標や学級目標の設定、振り返り、教育相談の実施 等

b 共感的な人間関係の育成

互いが関わり合うグループ活動や学級活動の設定、仲間のよさに目を向ける日常的な“よさみつけ”の実施 等

c 自己決定の場を与え、可能性の開発の援助

児童が主導で取り組む活動の在り方の模索

d 日常生活における児童の活躍の場の設定

係活動、当番活動、経営部活動、はぐるま活動などにおける取組内容の充実

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

a 情報教育（デジタル・シティズンシップ教育）の充実

授業におけるタブレット端末等の利用に当たっては、タブレット端末の利用時の個人同士の言葉のやりとりやなりすましの問題点などについて意味や理由を考えられるよう指導をし、見届けをしていきます。そして、インターネット上のトラブルについてもその危険性について折に触れ指導をしていきます。

また、学級活動や道徳科での情報教育において、学校職員、警察や専門家等の外部講師による研修や、児童間の話し合いや保護者や地域の方も交えた授業等を実施することで、タブレット端末等などインターネットの正しい利用の仕方を指導すると共に、自治的な活動を充実します。

b スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導

スマートフォンや通信型ゲーム機の所持率が高くなりつつある現状を受け、スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いについて、教職員及び保護者の間で、その便利さやそれに伴う危険性があることの共通理解を図ります。また、学年に応じてSNSの使い方やスマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実します。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見・早期対応を含め、いじめ問題への対応を以下のように設定し、対応します。

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

a 傍観者にならないための取組

いじめ問題は、該当児童や関係児童のみならず、傍観してしまうことも助長するものと捉えています。目の前で起こっている出来事に対し、看過しない心を育成することが必要であり、「いけないことはいけない」と立ち止まることができる指導をします。そのために、SOSの出し方を折に触れて確かめたり、日ごろからいじめや暴力、差別や偏見等が人の心を深く傷つけるものであることを指導したりすることで、傍観者をつくらないための指導を充実します。また、児童自身がSOSを発信しやすいようにSOSボックスを設置することや「ここタン」の活用など、情報を収集しやすい環境づくりに心がけます。

b 情報の収集に当たっての配慮

児童が何らかの形でSOSを出してきた際には、情報をあげた児童への配慮を十分に行います。勇気ある行動を価値づけると共に、その児童が辛い思いをしないように、情報を共有し、その児童の保護にも努めます。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

a アンケートの実施

いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、定期的にアンケート（記名式・記述式）を実施し、児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かしていきます。

アンケートの実施に際しては、学校での記入だけでなく、自宅での記入やスマート連絡帳、保護者配信メール等での周知をすることで、より回答しやすい環境を整えます。

管理職は、アンケート（原本）をきちんと確認します。

b アンケートの実施後

アンケートの実施後、情報を複数の職員で確認して（ダブルチェック）、重大事案はその日のうちに対応し、全ての児童との懇談を行う「教育相談週間」を設けます。どんな些細なことであっても嫌な思いをしているという記述があれば職員で情報を共有し、対応や指導に当たります。

c 対応や指導後の見届け

対応や指導を行った後も、該当児童や関係児童の様子を見届けると共に、積極的に声をかけ、安心して生活が送れるようにします。（いじめ解消の定義：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。）

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報共有の連携体制の徹底

a 日常的な校内巡視

管理職をはじめ、いじめ対策監や生徒指導主事が中心となって日常的に児童の様子を把握するための校内巡視を実施します。児童の表情などに目を向け、気がかりなことがあればすばやく情報を共有し、教育相談等に活かします。

b いじめ防止等対策推進委員会の開催

年間3回の県いじめ調査等を実施すると共に、いじめ防止等対策推進委員会を開催します（PTA会長、主任児童委員、スクールカウンセラー等の参加）。本校での状況等を確認し、対策を検討します。

c 迅速かつ組織的に対応するための校内組織

学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整備します。

児童の変化に組織的に対応できるようにするため、管理職をはじめ、いじめ対策監、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、学級担任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教務主任、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割

を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図っていきます。また、被害者側の辛さや不安に寄り添った対応にも心がけるようにしていきます。（最終ページ【いじめ発見時の対応フロー参照】）

（４）教育相談の充実

a 日常的な信頼関係の構築

教職員は、受容的かつ共感的な態度で、児童からの相談を聞く姿勢を大切に、教育相談を進めます。「ここタン」で困りごとを発信する児童や不安を抱える児童に寄り添います。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努めていきます。

b 共感的な教育相談の実施

問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たるように努めます。

（５）教職員の研修の充実

a 年間を通じた研修の実施

年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、計画的に職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実していきます。校内研修の具体は、学校いじめ防止基本方針の理解を深めるロールプレイングを導入した実践的なもの、重大事案に対して学校組織で判断して組織力を生かして取り組むものなど、学校で起こりうるいじめ事案を想定しながら進めていきます。

b 情報共有の在り方の確認

児童の人間関係に関わる問題については、職員会等の機会を活用して情報提供に努め、全職員間で情報を共有するとともに、そうした事例を通して学ぶことのできる教訓についての理解を深めるように努めます。

（６）保護者・地域との連携

a 日常の連携を図る

学校は、児童のよいところを積極的に伝えとともに、相談ごとについては、家庭訪問や学校にて直接面談しながら、共に考えることを大切にします。保護者等からの相談を真摯に受け止め共通理解を図りながら、共に考え合いよりよい解決を目指すよう努めます。また、被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届けも忘れないようにしていきます。

b PTAとの連携

PTA本部役員会、執行委員会との連携を深め、いじめ防止基本方針の見直し改善に努めます。

(7) 関係機関等との連携

a 教育委員会・地域・外部機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

いじめ重大事案については、直ちに教育委員会へ報告します。また、いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、民生児童委員、学校運営協議会委員、スクールロイヤー、病院などとの連携を大切にします。

インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たります。

4 いじめ防止等対策推進会議の設置

法の規定を踏まえ、構成員を明確にして以下のように組織を設置します。

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例 第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

上記法令及び条例に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止等対策推進委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ対策監、(主任いじめ対策監)、学年主任、学級担任、

教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャル

ルワーカー、弁護士、医師、民生児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、等

5 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

「長良東小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	・職員研修①の実施（方針の伝達、前年度のいじめの実態と対応等） ・学級経営方針の共通理解（よいこと見つけの位置付け、朝の会・帰りの会の充実等） ・校内いじめ防止等対策推進会議①の実施 ・教師による「よいこと見つけ」の視点の提示や取組（年間を通して） ・「いじめを見逃さない日」の取組（毎月3日） ・学年集会（いじめ防止の取組について） ・教育相談の実施（年間を通して随時） ・入学式等での「いじめ防止等基本方針」（以下「方針」）説明 ・ホームページ等による発信（方針、学校便り、はあと通信） ・ICTを活用した児童の健康サポート「ここタン」の使用（年間を通して）	「方針」の確認
5月	・職員研修②の実施（こころのアンケート実施の共通理解） ・校内いじめ防止等対策推進会議②の実施 ・こころのアンケート（情報提供含む）①（記名・記述式）の実施（各家庭で記述） ・こころのアンケートを基にした教育相談の実施（全ての児童） ・こころのアンケート後の即時対応・指導、事後指導等の見届け ・児童集会（全校「ぼかぼか宣言」「ぼかぼかボックス」の発信、はぐるま出発式にて） ・PTA総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・学校運営協議会①の実施（校外いじめ防止等対策推進会議）	
6月	・「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日） ・職員研修③の実施（「いじめ防止強化週間」「いじめについて考える日」） ・校内いじめ防止等対策推進会議③の実施 ・こころのアンケート②（情報提供含む）の実施（学校で記述） ・こころのアンケートを基にした教育相談の実施（全ての児童） ・アンケート後の即時対応・指導、事後指導等の見届け	
7月	・「いじめについて考える日」（7月3日） ・職員研修④の実施（4～7月のいじめ防止対策の振り返り、県いじめ調査の結果報告、今後の方針の共通理解） ・校内いじめ防止等対策推進会議④の実施 ・学校評価アンケート①の実施、それを基にした取組の見直し ・いじめについて考える講演会の開催	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修⑤の実施（いじめ事案の対応の仕方） ・校内いじめ防止等対策推進会議⑤の実施	

9月	・職員研修⑥の実施（カウンセラーによる教育相談研修） ・校内いじめ防止等対策推進会議⑥の実施 ・学校便り、ホームページ等による、取組や「方針」見直しの報告 ・こころのアンケート③（情報提供含む）（各家庭で記述）の実施 ・こころのアンケートを基にした教育相談の実施（全ての児童） ・こころのアンケート後の即時対応・指導、事後指導等の見届け	
10月	・職員研修⑦の実施（事例研修） ・校内いじめ防止等対策推進会議⑦の実施 ・児童会はぐるま発信「ぽかぽか宣言の中間振り返り」	
11月	・職員研修⑧の実施（人権に関わる研修） ・校内いじめ防止等対策推進会議⑧の実施 ・こころのアンケート④（情報提供含む）の実施（学校で記述） ・こころのアンケートを基にした教育相談の実施（全ての児童） ・アンケート後の即時対応・指導、事後指導等の見届け ・「ひびきあいの日」の取組 ・情報モラル研修（高学年児童、授業参観にて）	
12月	・職員研修⑨の実施（9～12月のいじめ防止対策の振り返り、県いじめ調査の結果報告、今後の方針の共通理解） ・校内いじめ防止等対策推進会議⑨の実施 ・学校評価アンケート②の実施、それを基にした取組の見直し ・東長良校区児童生徒会サミット	第2回県いじめ調査
1月	・職員研修⑩の実施（アンケート後の教育相談） ・校内いじめ防止等対策推進会議⑩の実施 ・今年度の見直しと次年度の検討（学年会、三委員会にて） ・こころのアンケート⑤（情報提供含む）（各家庭で記述）の実施 ・こころのアンケートを基にした教育相談の実施（全ての児童と） ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	
2月	・職員研修⑪の実施（伝達研修） ・校内いじめ防止等対策推進会議⑪の実施 ・学校運営協議会①の実施（校外いじめ防止等対策推進会議）（いじめ防止対策の報告、県いじめ調査結果の報告、今後の方針の共通理解） ・今年度の見直しと次年度の検討（運営委員会にて） ・児童会はぐるま発信「ぽかぽか宣言のまとめ」	
3月	・職員研修⑫の実施（県いじめ調査の結果報告、今後の方針の共通理解） ・校内いじめ防止等対策推進会議⑫の実施 ・今年度の見直しと次年度の検討（運営委員会にて） ・学級編成の引継	第3回県いじめ調査(国の調査含)

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

a 組織対応

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、学校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

b 対応の重点

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職といじめ対策監に報告し、学校いじめ防止対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行います。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応します。いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残します。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たります。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導します。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげて見直す指導に努めます。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた児童に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意します。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、行為の裏に潜む自身の気持ちを深く見つめさせる場と時間を確保し、二度と同じ過ちを繰り返さないように保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中長期的な取組を行います。

c 対応の順序

- ・別紙フロー図参照

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条、条例第20条）

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行います。

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告

- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助の要求

7 学校評価における留意

いじめを隠蔽せず、いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

（１）個人調査（アンケート等）について

保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とします。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂参照）

（２）指導記録について

1 事案1 ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残します（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進委員会議記録等）。

（３）校種間、学年間での確実な引継

個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるように徹底します。